

公益社団法人埼玉県栄養士会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県栄養士会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、専門職業人としての倫理と科学的かつ高度な技術に裏づけられた食と栄養の指導及び支援に関する事業を行い、県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食と栄養の総合的な実践科学の確立と発展に資する事業
- (2) 栄養に関する調査及び啓発普及に資する事業
- (3) 県民の栄養改善を通して健康増進及び疾病予防に資する事業
- (4) 高齢者、障がい者及び傷病者の特性に応じた栄養改善に資する事業
- (5) 管理栄養士・栄養士の資質の向上に資する事業
- (6) 管理栄養士・栄養士の社会的地位の向上に資する事業
- (7) 管理栄養士・栄養士の福利厚生に資する事業
- (8) 職業紹介事業
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条の規定の管理栄養士・栄養士の免許を有し、この法人の目的に賛同した者
 - (2) 名誉会員 この法人に対し特別の功労があった者で、理事会の推薦により総会の承認を受けた者
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体であって、理事会の承認を受けた者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会で決定された別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、総会で決定された別に定める額を支払う義務を負う。
- 3 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会が定めるところにより退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において弁明する機会を与えるなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) すべての正会員が同意したとき。
 - (3) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 賛助会員である団体が解散したとき。

(資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、法人法上に規定する事項及びこの定款で定めた次の各号について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 会費及び入会金の額
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 総会は、定期総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 正会員総数の10分の1以上から会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、開催2週間前までに書面をもって通知しなければならない。
- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる旨

(議長)

- 第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分

の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の場合において理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人及び書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、代理人及び書面によってその議決権を行使することができる。

2 代理人により議決権を行使する場合は、総会の日時の直前までに、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、総会の日時の直前の業務時間の終了までに、必要な事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備えおくものとする。

2 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 発言者の意見又は発言内容の概要
- (4) 出席した理事、監事の氏名
- (5) 議長、議事録作成に係る職務を行った者、及び議事録署名人の氏名
- (6) その他法令で定められた事項

3 議長、及び議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とし、常務理事1名を置くことができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、一般社団法人又は子法人の理事又は本法人の使用人を兼ねることができない。また、前2項の規定は監事についても同様である。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、この定款及び理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第27条 理事及び監事の報酬に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

- 第28条 この法人に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問の選任および解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、この法人の重要な事項について、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(权限)

- 第30条 理事会は、法人法上に規定する事項及び定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 前項第3号の会長の選定については、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備えおくものとする。
- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 議事の経過の要領及び結果
 - (3) 発言者の意見又は発言内容の概要
 - (4) 出席した理事、監事の氏名
 - (5) 議事及び議事録署名人の氏名
 - (6) その他法令で定められた事項

2 出席した会長及び議事録署名人、監事は議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

- 第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を受けて会長が任免する。
 - 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定期款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- ※組織（職域協議会及び地域分会）等については、施行細則で規定する。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公的公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第40条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金をのぞき、理事会の決議及び総会において正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決

権の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合も、前項と同様の手続きを経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雜則

(委任)

第48条 この定款の施行についての細則等は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、（氏名） 平野 孝則 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成26年6月11日一部改正